

栃木県ダンススポーツ連盟規約施行規則

平成30年5月13日制定

(目的)

第1条 本規則は 栃木県ダンススポーツ連盟規約（平成15年1月26日制定、以下「連盟規約」という。）第42条に基づきその施行について、詳細事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 連盟規約第2条に規定する事務所の所在地は、栃木県宇都宮市関堀町408-1とする。

(事務局)

第3条 連盟規約第3条に規定する事務局の所在地は、栃木県宇都宮市雀の宮5-2-42とする。

(会員)

第4条 連盟規約第8条第2項に規定する賛助会員とは、本連盟の趣旨に賛同する個人または団体とする。

2 賛助会員は、本連盟に対し経済的支援等を行うことができる。

(入会)

第5条 連盟規約第9条に規定する加盟申請書は、会員登録要項登録書式様式1とする。

(入会金及び会費)

第6条 連盟規約第9条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 0円/人/年

(2) 会費 700円/人/年（但し、JDSF会費500円を除く。）

2 賛助会員の入会金及び会費は、無料とする。

(総会の代議員)

第7条 連盟規約第12条第3項に規定する加盟団体とは、直近の1月1日現在登録済みの加盟団体とし、加盟団体から選任される代議員の人数は、次のとおりとする。

(1) 代議員は、加盟団体ごとに代表者（当該加盟団体を統轄する者）1名とする。

(2) 前号にかかわらず、加盟団体の会員が40名以上の場合は、会員40名から59名までは1名、以降同様に20名単位ごとに1名を加えて代議員として選定し、その名簿を添えて本連盟に届け出ることができる。

(総会に付議すべき事項)

第8条 連盟規約第13条の総会に付議すべき事項は、事前に理事会の承認を得なければならない。

(臨時総会)

第9条 連盟規約第14条に規定する臨時総会の開催等に係る手続は、定時総会に準ずるものとする。

(招集)

第10条 連盟規約第15条第2項に規定する、総会の目的である事項及び招集の理由を示して要求があった場合の様式は任意とする。

(議決権)

第11条 連盟規約第17条第2項に規定する代理権を証明する書面(委任状)の様式は、事前に事務局から通知するものとする。

(役員)

第12条 連盟規約第20条第2項に規定する役職理事は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------|
| (1) 理事長 会長 | 1名 |
| (2) 理事 副会長 | 3名以内 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 常務理事 | 若干名 |

(役員を選出)

第13条 連盟規約第21条第1項の総会で選任される理事及び監事は、総会までに所定の就任承諾書を会長に提出しなければならない。

2 同条同項に規定する理事及び監事については、会長は、総会に新規理事名簿案を提出する前に、理事会の議決を経なければならない。

3 同条第2項に規定する会長及び役職理事の互選に当たっては、最年長の新理事を議長とし行うものとする。

(役員任期)

第14条 任期の途中で辞任しようとする役員は、原則として3ヶ月前までに、会長に所定の辞任届を提出しなければならない。

(名誉役員)

第15条 連盟規約第25条第2項に規定する名誉役員の委嘱については、理事任期と同任期とし、その都度委嘱するものとする。

2 前項に規定する委嘱をする場合の委嘱状は、理事会決議後速やかに発付するものとする。

(書類等の保存期間)

第16条 連盟規約第36条に規定する書類の保存については、会長が第19条、第31条、第34条、第35条の書類及び役員名簿を第2条に規定する事務所に3～5年間備え置くものとする。

附 則

この規則は、平成30年5月13日から施行する。